

新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

【貸切バス】

(第2版)

日本旅行業協会 参照

沖縄県バス協会 参照

株式会社北部観光バス

令和2年6月29日

(令和2年9月18日改訂)

(1) 健康管理

- ・朝夕2回の検温を行った上で、その結果や症状の有無を報告し発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に息苦しさ、だるさ、味覚、嗅覚障害といった体調の変化が無か重点的に確認する。また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府からの入国制限されている、又は入国後の観察期間を必要とされ国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合においても自宅待機とする。
- ・発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日、健康状態を確認した上で症状が無くなり、出社判断を行う際には、学会の指針などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。

(2) 通勤

- ・自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。公共交通機関を利用する従業員は、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。

(3) 事務所での勤務

- ・始業時、休憩後を含め定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。
- ・休息時間を含む勤務中のマスク着用を徹底する。
- ・飛沫感染防止のため、座席配置等はできるだけ2メートルを目安に一定の距離を保てるよう配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する。横並びにするなど工夫する。(その場合でも最低1メートルあける等対策を検討する。)
- ・1時間に2回程度、窓をあけ換気に努める。
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で

遮蔽（しゃへい）する。

- ・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
- ・外勤時や出張時には対面相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低1メートル以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない。
- ・少人数の会議については、必要性を検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討）する。対面で行う場合は、会議室の椅子を減らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。
- ・オンラインではない社外の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は最小人数とし、マスク着用を推奨する。

（４）事務所での休憩・休息スペース

- ・共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・喫煙含め、休憩・休息をとる場所には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
- ・休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。ただし気温・湿度の高い時においては、屋外で他人と十分な距離を確保できる場合には適宜マスクをはずす等、熱中症にも気をつける。

（５）トイレ

- ・便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・トイレに蓋がある場合は、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。

- ・共同のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用のタオルを持参してもらう。

(6) 車両・設備・器具

- ・ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、ゴミ箱、電話、共有のテーブル、いす等の共有設備については、洗浄・消毒を行う。
- ・車両点検用工具などの共同器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。
- ・バス車内の座席や、手すり、操作スイッチなど、不特定多数の利用者が頻繁に触れる箇所については、こまめに消毒を行う。
- ・設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
- ・運転に支障がない場合は、運転席及び運転席と後部座席の間に防護スクリーンを設置すること等により、乗客と乗務員の飛沫感染を防止するよう努める。
- ・各事業の状況等を踏まえつつ、可能な限り、キャッシュレス決済の導入を検討する。
- ・新型コロナウイルス感染者が乗車した車両は、保健所、沖縄総合事務局に連絡を入れ指示に従う。指示通りに除菌清掃などを終了した後、運行を再開する。
- ・**消毒液の常備装備。**
- ・**バス車内換気能力が十分であることを、利用者へのPR（チラシ・動画配信等による）**
- ・**禁止事項を車内備え付けのリーフレット等で、改めてお客様への周知を図る。**

(7) 運転者に対する点呼

- ・対面点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、点呼者と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンのなどを設置すること、換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行う。
- ・点呼者には、マスクの着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対

策を講じるよう徹底する。

- ・疲労・疾病等を報告させる際には、体温測定の結果報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- ・始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。
- ・アルコール検知器はこまめに除菌することや携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染予防を徹底する。
- ・点呼までの間に自社で実施した車内消毒実施の確認。
- ・運転席の感染防止対策確認、乗務手袋着用の励行。
- ・乗務員用のマスク、使い捨て手袋の予備搭載の確認。

(8) 運行前、運行中、運行後

- ・乗務前の手指消毒を徹底する。
- ・運転手は、マスクの着用を徹底する。
- ・ガイドは、マスク又は、フェイスシールの着用を徹底する。
- ・アルコール消毒液は、お客様が利用しやすい場所に置いてください。
- ・エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを表示する等により、乗客が安心して利用することができるように配慮する。
- ・運行前・運行後に窓開けによる車内換気の徹底
- ・運行中においては、外気換気モードによるエアコンの使用を基本とし、更にお客様の協力を得て、可能な限り窓を開放し車内換気を行う。
※熱中症にも留意し適宜組合わせて対応する。
- ・乗客が降車後に、窓を開けて換気する等の車内換気に努める。
- ・利用状況を踏まえ、運転手・バスガイドとの距離を保つため最前列座席の封鎖を行う。
- ・対面を避けるため。ガイドが着席で案内することについて了解いただく。
- ・お客様への乗降支援前後の手指の消毒を行う。
- ・荷物の受け渡し、荷役等（トランク内の整理や出し入れ）は、運転手が行う。

(マスクや手袋を着用)

- ・ガイドは、基本的に荷役等(トランク内の整理や出し入れ)は行わない。(誘導や車内忘れ物チェックを行う)
- ・乗務中に発熱や体調不良を認められた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、必ず指示を仰ぎ乗務の中止。
- ・乗車前又は、運行中にお客様の、発熱や体調不良を確認した、乗務員は速やかに運行管理者へ連絡を入れ指示に従って下さい。運行管理者と相談の上状況に応じて救急車の手配をして頂く事もあります。
- ・連絡を受けた運行管理者は、状態をできるだけ細かく確認し、添乗員又は幹事に連絡を取り、旅行者専用相談センター(Traveler's Access Center Okinawa 以下、TACOという)または最寄りの保健所に相談のうえ速やかに医療関係の受診をお願いする。
- ・体調不良者を集めた車両の運行は行わない。
- ・体調不良者とそうでないお客様の分離にあっては速やかな受診を求める。
- ・運行前、待機中、運行後の車内除菌・消毒を行う。(消毒アルコール濃度60%以上)、次亜塩素酸水の散布、経済産業省より効果があると公表された界面活性剤を使用した清掃。
- ・清掃時のマスク、使い捨て手袋の着用の徹底
- ・ゴミは原則として持ち帰りですが、やむを得ずゴミ回収時には、マスク、使い捨て手袋を着用し、手洗い消毒を徹底する。

(9) 宿泊時の感染予防

- ・手指消毒の徹底
- ・宿泊中の健康チェック(体温、風邪症状の有無等)
- ・体調不良時は、乗務中止し運行管理者へ速やかに連絡を入れ指示に従う
- ・不要な外出の回避など、行動管理の徹底

(10) 旅行会社への対応(事務所対応)

- ・出発前にお客様の体調管理(体温、体調チェック)を行い、発熱や感染の疑いの症状を呈しているお客様等(※)には、旅行参加を遠慮していただく。

※感染者との濃厚接触者や、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域等の滞在と濃厚接触を含む。

- ・ホテル出発時に発熱など感染が疑われる場合には、旅行者専用相談センター（TACO）または最寄りの保健所に相談をする。
- ・運行約款第4条（運行継続の拒否）に新型コロナウイルス患者の規定がある旨説明し、速やかな受診の理解を求める。
- ・旅行会社にお客様へ禁止事項の協力を行って頂くようお願いする。
- ・車内換気、消毒の為SA、PA等における休息はできる限り長めに取って頂くお願いをする。
- ・車内ゴミ等は原則として持ち帰りをお願いする。
- ・弁当等、持ち帰れないゴミに関しては、車内常備のゴミ袋にお客様自ら処理して頂くようお願いいたします。
- ・座席に関する配慮やマスク着用頂くこと。
- ・車内における飲食はできる限り避け、特に飲酒、大声での会話は原則として禁止頂くこと。
- ・ドリンク類のサービスの停止に理解を求める。
- ・カラオケ利用及びサロン席での飲食・歓談は、原則として禁止頂くこと。

（11）お客様へのお願い

- ・全員マスク着用で乗車すること
- ・対面を避けるため。ガイドが着席で案内することについて了解いただく。
- ・車内ドリンク等のサービスの停止（接触感染防止の為）
- ・乗車時、再乗車時のお客様の手指消毒
- ・通路でお役様の滞留が起きないように、乗車時は小グループに分かれての乗車、降車時は前の席から順次離席
- ・会話の手控え、特に大声による会話は原則として禁止
- ・ゴミは原則として持ち帰りです。

(12) 禁止事項

- ・ 1列目の座席利用禁止
- ・ 大声による会話は禁止です。
- ・ 車内飲酒の禁止
- ・ ドリンクサービスの禁止
- ・ カラオケ利用の禁止
- ・ サロン席利用の禁止
- ・ 体調不良者を集めた車両の運行の禁止

※車内アナウンス

- ①新型コロナウイルス感染予防の為マスクの着用をお願いします。
- ②飛沫感染予防の為会話を控えめにさせていただきますようお願いする。
※原則として大声による会話は禁止です。
- ③車内飲食はできる限りお控え下さい。
※飲酒は禁止させて頂いております。
- ④体調の優れないお客様は、乗務員にご連絡下さい。
- ⑤再乗車時には、手指消毒をお願いします。
- ⑥新型コロナウイルス感染対策として、前方を向き着座にての案内にご理解ご協力をお願いします。

(13) 共通

- ・ 緊急連絡体制の整備
- ・ 乗務員は、運行管理者への連絡、指示により対応
- ・ TACOまたは最寄りの保健所への相談
- ・ 接触箇所の消毒の徹底
- ・ 感染者又は感染疑者のプライバシーの保護